

しがスポーツ大使交流推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「しがスポーツ大使」(以下「大使」という。)の委嘱を受けた滋賀県ゆかりのトップアスリートやスポーツチームと県民との交流を推進し、本県のスポーツ振興や地域活性化を図ることを目的とする事業に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関して、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助事業者および補助対象事業は別表1のとおりとする。

2 補助対象経費および補助金の額は別表2のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定による補助金交付申請書(様式第1号)および次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) しがスポーツ大使交流推進事業計画書(様式第2号)

(2) しがスポーツ大使交流推進事業収支予算書(様式第3号)

(3) その他参考となる資料(団体の規約、役員名簿等)

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第4条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日または会計年度終了後10日以内のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する事業実績報告書(様式第4号)

に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) しがスポーツ大使交流推進事業実績書（様式第5号）
- (2) しがスポーツ大使交流推進事業収支精算書（様式第6号）
- (3) 事業実施状況がわかる資料（参加者募集チラシ、当日の写真、領収書写し等）

- 2 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第6条 補助金は、前条に規定する事業実績報告書の提出を受け、規則第13条の規定に基づき補助金の額が確定したのちに支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、知事が適当と認めた事業については、しがスポーツ大使交流推進事業費補助金請求書（概算払）（様式第7号）の提出により概算払をすることができる。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。（第5条第2項で明らかな場合は、提出の必要はない）なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金の経理等）

第8条 補助事業者は、補助金に係る経理等についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（標準処理期間）

第9条 標準処理期間は次の通りとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第10条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく実績報告、第6条の規定に基づくしがスポーツ大使交流推進事業費補助金請求書（概算払）および第7条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して

行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 項関係）補助事業者および補助対象事業

補助事業者	補助対象事業
・自治会、子ども会、老人会、婦人会、青年会、PTA など地域活性化を担う団体 ・スポーツ少年団 ・総合型地域スポーツクラブ ・その他スポーツ関連団体 (営利目的の企業・団体等は除く) ・学校（県立は除く） (高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、大学)	運動会、体育祭、子どもを対象としたスポーツ体験教室など、スポーツの振興やスポーツを通じた地域活性化を目的として滋賀県内で開催するイベントや研修会に、大使を指導者や講師として招へいする事業。 ただし、平成 26 年度以前からトップアスリートを招へいしている事業除く。

別表 2（第 2 条第 2 項関係）補助対象経費および補助金の額

補助対象経費	補助金額
・大使に支払う謝金および交通費 ・会場使用料	実費相当額 ただし、1 回あたり上限 50,000 円まで